

[参考資料]

建設省道防発第4号
平成8年5月10日

日本道路公団保全交通部長 殿
首都高速道路公団工務部長 殿
阪神高速道路公団工務部長 殿
本州四国連絡橋公団企画開発部長 殿
名古屋高速道路公社企画調査部長 殿
福岡北九州高速道路公社建設部長 殿
北海道開発局建設部長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿
各地方建設局道路部長 殿
各都道府県土木担当部長 殿
各政令指定都市土木担当局長 殿

建設省道路局企画課
道路防災対策室長

緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について

防災業務計画、地域防災計画並びに地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定等の基礎となる緊急輸送道路ネットワーク計画等を策定し、地震発生後の緊急輸送を確保するための効率的な地震対策の推進を図られたい。

なお、貴管下市町村または地方道路公社に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

事務連絡
平成8年5月10日

日本道路公団保全交通部保全企画課長 殿
首都高速道路公団保全施設部保全企画課長 殿
阪神高速道路公団保全施設部保全企画課長 殿
本州四国連絡橋公団維持施設部維持企画課長 殿
名古屋高速道路公社企画調査部企画課長 殿
福岡北九州高速道路公社建設部調査課長 殿
北海道開発局建設部道路維持課課長補佐 殿
沖縄総合事務局道路管理課長 殿
各地方建設局道路部道路管理課長 殿
各都道府県土木部道路維持担当課長 殿
各政令市土木局道路維持担当課長 殿

建設省道路局企画課
道路防災対策室課長補佐

緊急輸送道路ネットワーク計画等の策定について

標記については、平成8年5月10日付け建設省道防発第4号をもって道路防災対策室長より通知したところであるが、策定にあたって「緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領」を定めたので参考にされたい。

なお、貴管下市町村または地方道路公社に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

緊急輸送道路ネットワーク計画等策定要領

1. 目的

「緊急輸送を確保するため必要な道路」（緊急輸送道路）は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、緊急輸送道路の整備を計画的に推進していくものとする。

緊急輸送道路の計画の策定にあたっては、緊急輸送道路相互及び連絡する指定拠点と連携を図り計画する必要があることから、協議会を設けて作成することとする。

なお、本計画は、災害対策基本法に基づく地域防災計画、防災業務計画、また、地震防災対策特別措置法（H7.7.14 制定）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画策定のための基礎資料として位置付けられるものである。

2. 定義

(1) 緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という）（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

(2) 緊急輸送

災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消防活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送をいう。

(3) 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なう情報の収集及び伝達、施設及び設備の応急復旧、被災者の救難、救助その他保護、消防、水防その他の応急措置及び緊急輸送の確保等をいう。

(4) 指定拠点

地震防災対策特別措置法第三条第1項五号の「緊急輸送を確保するため必要な道路」の建設大臣の定める基準でいう都道府県知事が指定する防災拠点をいう。

3. 策定主体

計画の策定は、建設省地方建設局、都道府県、関係公団等の道路管理者及び都道府県防災担当部局、警察、自衛隊、港湾管理者等からなる協議会（事務局：建設省地方建設局及び都道府県土木部）で行なうこととする。計画策定にあたっては、必要に応じて学識者その他有識者の意見を聞いてよい。

4. 緊急輸送道路ネットワーク計画等の内容

(1) 策定対象地域

各都道府県及び政令指定都市単位で策定し、対象地域は都道府県等の全域とする。都道府県等の境界については、両者の計画が整合するよう各協議会間で十分調整を図ること。

(2) 対象道路

既設道路及び今後概ね5ヶ年内に供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用通路、臨港道路等、道路法上の道路についても必要に応じ計画に含めること。

(3) ネットワーク計画

ネットワーク計画は、「地震防災対策特別措置法第三条第1項に基づく主務大臣の定める基準」(以下「基準」という。)に準じて定めること。

防災拠点は、基準に基づく指定拠点に準じて設定するが、地震防災対策上重要と考えられる施設等があれば必要に応じて設定してもよい。(特に、道の駅、駅前広場等、震災時に地域防災拠点として活用が可能な道路空間について検討すること)

また、拠点特性に応じた防災拠点の整理を行なう。

(4) 緊急輸送道路ネットワーク管理計画

効率的な関係機関との情報の伝達方法等、震後速やかに緊急輸送の交通を確保するため必要な事項を定めること。(道路防災情報ネットワーク、道路啓開、応援・連絡体制等)

5. ネットワーク計画の留意点

(1) 対象地域の自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性をふまえるとともに、防災拠点等を効率的に連絡し、緊急輸送道路として有効なネットワークとすること。

(2) ネットワークは震後の利用特性により、以下の3つに区分すること。

① 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

③ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

(3) 第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークにおいては、多重化、代替性(迂回路や他の交通機関)を確保するよう努めること。脆弱区間(規制区間、狭隘区間、防災対策の要対策箇所等)については、特に考慮すること。

(4) ネットワーク計画の策定にあたっては、「ネットワークの検討手順(例)」(別添-1)を参考にすること。

6. その他

社会情勢その他の変化に応じてネットワーク計画は適宜見直しを行なうこと。

※別添省略

○東北6県における緊急輸送道路の定義(各県地域防災計画より)

定義	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
第1次 緊急輸送道路	第1次防災拠点間を連絡する道路	防災拠点へのアクセス、交通拠点と都市内アクセス、物流拠点、輸送拠点を結ぶ道路	第1次防災拠点間を連絡する道路	①高速自動車国道 ②県庁を中心として第1次指定拠点まで連絡する道路 ③隣接県境通過路線	第1次防災拠点を連絡する道路	県庁、地方振興局、市町村、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線(うち第1次確保路線は、県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で最優先に確保すべき路線)
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第1次防災拠点とは、県庁舎、生活圏中心都市の市役所、空港、港湾、生活圏中心都市の鉄道駅前広場、広域物流拠点(大規模市場) ※ 生活圏中心都市とは、青森市、弘前市、八戸市、むつ市、五所川原市、十和田市、三沢市 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 岩手県においては、1次、2次の区分はされていない ※ 防災拠点とは、市町村庁舎、地方振興局、病院、広域消防署、道の駅等 ※ 交通拠点とは、ICアクセス、環状道路 ※ 物流拠点とは、大規模な工業団地、卸売り市場 ※ 輸送拠点とは、空港、重要港湾、貨物駅、流通センター、石油備蓄基地 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第1次防災拠点とは、県庁所在地(仙台市)、その他地方生活圏中心都市、空港、重要港湾、医療機関等 ※ その他地方生活圏中心都市とは、白石市、石巻市、気仙沼市、迫町、古川市、築館町 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第1次指定拠点とは、地方生活圏中心都市の庁舎、秋田空港、秋田港、船川港、能代港、JR秋田駅 ※ 地方生活圏中心都市とは、秋田市、鹿角市、大館市、鷹巣町、能代市、本荘市、横手市、湯沢市、大曲市、角館町、男鹿市 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第1次防災拠点とは、山形県庁、地方生活圏中心都市の市役所庁舎所在地、集積拠点、災害医療拠点 ※ 地方生活圏中心都市とは、山形市、米沢市、新庄市、酒田市、鶴岡市 ※ 集積拠点とは山形空港、庄内空港、酒田港、中心都市のJR主要駅及び駅前広場、市場等 ※ 災害医療拠点とは、救急告示病院のほか公立病院等の総合病院 	
第2次 緊急輸送道路	第2次防災拠点間を連絡する道路	なし	第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を結ぶ道路	<ul style="list-style-type: none"> ①県庁を中心として第2次指定拠点まで連絡する道路 ②隣接県境通過路線 ③代替ネットワーク路線 	第2次防災拠点間を連絡する道路	県庁、地方振興局、市町村、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線(うち第2次確保路線は県庁、市町村の庁舎等の主要拠点と接続する幹線道路で優先的に確保すべき路線)
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第2次防災拠点とは、各市町村の庁舎等 		<ul style="list-style-type: none"> ※ 第2次防災拠点とは、各市町村役場、国・県の行政機関、公共機関、医療機関、自衛隊、主要駅等 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第2次指定拠点とは、各市町村の庁舎、自衛隊、国土交通省等の指定行政機関、道路公団、電気・電話等の指定公共機関、地域振興局、警察等の地方公共団体、港湾、駅前広場等の救援物資等集積場所、道の駅等広域避難場所、3次・2次医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第2次防災拠点とは、各市町村の庁舎、県の出先機関、警察署、国土交通省等の指定行政機関、道路公団、電気・電話等のライフライン管理者、鉄道管理者、放送局等指定公共機関、自衛隊基地、ヘリポート、備蓄基地等の救援物資集積拠点、災害医療拠点となる医療施設、道の駅、都市公園等の広域避難地 	
第3次 緊急輸送道路	第2次緊急輸送道路の補完路線 ・下北半島における東西連絡道路 ・津軽半島における東西連絡道路 ・内陸部の相互補完に資する道路	なし	第1次・第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を結ぶ道路	県庁を中心として第3次指定拠点まで連絡する道路	なし	県庁、地方振興局、市町村、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線(うち第3次確保路線は第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路)
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第3次防災拠点を想定していないことから、原則的には第3次緊急輸送道路は設定しない 		<ul style="list-style-type: none"> ※ 第3次防災拠点とは、第1次・第2次以外の防災拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第3次指定拠点とは、臨時ヘリポート、公園、競技場等の第1次・第2次以外の防災拠点 		